

平成28年3月29日

第 3 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成28年3月29日（火） 午前10時00分

場 所：呉市役所 7階 753・754号室

付議事項

- 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第14号 非農地証明申請について
- 議案第15号 農地法関係事務処理ガイドラインの改正について
- 議案第16号 呉農業振興地域整備計画案に対する意見決定について

報告事項

- 第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

- 1 平成28年度農業委員会事務局人事異動について

出席委員

- | | | | |
|-----------|------------|-----------|------------|
| 1番 荒谷 博司 | 2番 生田 政行 | 3番 池田 勝憲 | 4番 倉本 寛 |
| 5番 谷 正典 | 6番 前田 清文 | 7番 見藤 進 | 8番 横田 正教 |
| 9番 横段 登 | 11番 舛田 定則 | 12番 佐伯 孝行 | 13番 出来 悦次 |
| 14番 林 武彦 | 15番 水場 守信 | 16番 北村 正次 | 17番 平本 真人 |
| 18番 高橋 靖之 | 19番 寺山 喜代登 | 20番 中川 義則 | 21番 山城 和彦 |
| 22番 長迫 秀 | 23番 渡辺 哲宏 | 24番 重森 紀生 | 25番 三戸 正宏 |
| 26番 灰原 松二 | 28番 大道 正孝 | 29番 土井 光弘 | 30番 椋開地 省二 |
| 31番 金原 茂之 | 32番 中野 勇平 | 33番 坂 孝好 | 35番 藤原 広 |
| 36番 谷 恵介 | 38番 土井 正純 | | |

欠席委員

10番 榎 真太郎 27番 横村 満 34番 長本 憲 37番 田中 みわ子

事務局

平川事務局長 高屋事務局次長 檜垣課長補佐 大番課長補佐 山本主事

議長（倉本）：みなさんおはようございます。定刻になりましたので総会をはじめます。

（午前10時）

出席者が過半数に達しておりますので、ただいまから平成28年第3回呉市農業委員会総会を開催します。

本日の議事録署名者に3番 池田委員，22番 長迫委員を指名します。

本日の欠席通知は，10番 榎委員，27番 横村委員，34番 長本委員，また議会公務のため，37番 田中委員から出ております。

議長：委員の皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれております。個人情報保護することはとても大切なことなので，くれぐれも取扱いにはご注意ください。また，総会中は議事進行の妨げとなりますので，携帯電話は電源を切るか，音が出ないようマナーモードにしてください。よろしくお願いいたします。

議長：事務局から配布資料の確認についてお願いします。

事務局：配布資料の確認をさせていただきます。

議案書とともに配布した資料として，資料1 農地法関係事務処理ガイドラインの改正について，資料2 呉農業振興地域整備計画変更理由書，資料3 農業委員会事務局人事異動，資料4 平成28年3月1日現在の呉市農業委員会委員名簿，当日配付資料として，JA広島ゆたか広報の102号，103号，最後に農業委員会活動記録セットを配布しております。ありますでしょうか。

議長：間違いありません。

議 長：それでは付議事項に入ります。

議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広白岳4丁目〇〇〇〇番〇外1筆、地目は田及び畑、面積は合計300㎡の第3種農地です。譲渡人は高齢で労力不足のため、長男及びその妻である譲受人の要望により所有権の移転をするものであり、譲受人は農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画につきましては、野菜栽培を行う予定です。経営面積につきましては、自作地だけで16アールありますので、旧呉地区の下限面積10アールを満たしております。以上です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：9番横段です。これは贈与の関係で、持ち分を毎年贈与する、今年は2分の1、来年2分の1で順次、息子さん、娘さんに贈与されるものです。以前から息子さんたちは親の畑を耕作しております。スライドの様さほどひどい現地ではなく、野菜作りには最適と思います。これからも頑張ってくださいと思います。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：次の2番から5番については関連しておりますので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、蒲刈町大浦字前沖浦〇〇〇〇番外1筆、地目は畑、面積は合計で504㎡です。

3番の申請地は、おなじく前沖浦〇〇〇〇番外1筆、地目は畑、面積は合計で974㎡です。

4番の申請地は、〇〇〇〇番、地目は畑、面積は731㎡、

5番の申請地は、〇〇〇〇番外4筆、地目は田、面積は合計で1,283㎡です。

申請の事由は、譲受人が果樹農業担い手育成のため賃借権を設定するもので、営農計画につきましてはレモンの苗木栽培を行う予定です。

経営面積につきましては、自作地だけで248アールありますので、蒲刈地区の下限面

積10アールを満たしております。以上です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

重森委員：24番重森です。ここは一昨年ぐらいから高齢・病気のため荒れてしまった。近所から病虫害、虫や菌（産卵）が再生するので困るといっていて、ちょうどこういうことになってみんな喜んでいて。5年間ということだが、ご審議をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：続きまして6番について事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、豊町大長字西蒲野〇〇番外5筆、地目は畑、面積は合計2,949㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作できないため、譲受人の要望により所有権の移転をするものです。

譲受人は申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るもので、営農計画につきましては果樹栽培を行う予定です。経営面積につきましては、自作地だけで127アールありますので豊町大長地区の下限面積30アールを満たしております。以上です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大道委員：28番大道です。譲受人は担い手農業の後継者の一人で頑張っている。だんだんこれが増えていくと思う。よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：次に、議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番から3番は関連していますので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、焼山北1丁目〇〇〇〇番、地目は田、面積は1,408㎡の第2種農地です。続きまして2番の申請地は、焼山北1丁目〇〇〇〇番、地目は田、面積は1,555㎡の第2種農地です。続きまして3番の申請地は、焼山北1丁目〇〇〇〇番〇、

地目は田、面積は740㎡の第2種農地です。

転用目的は、駐車場及びテニスコートとして利用するものです。規模等につきましては、駐車場40区画、テニスコート約2,000㎡です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に駐車場、テニスコートとして利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。

また、関係法令については都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要です。以上です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

前田委員：6番前田です。ダイクレスイミングスクールの南側にあり、現在テニスコートとして使用されている。約20年間くらいテニスコート、駐車場として使用されていたとのことである。審議をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：後ほど事務局から説明がありますが、改正農地法が4月1日から施行され、30アールを超えない議案は広島県農業会議への諮問が不要となりますので、本件は4月1日をもって許可することと決定いたします。

議長：次に、4番について事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、苗代町字上條〇〇〇番外1筆、地目は田、面積は合計1,014㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備設置として利用するもので、規模等につきましては、発電容量49.5kw、太陽光パネル220枚を設置する計画です。関係法令については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、再生可能エネルギー発電設備の許可は認定済みです。また、その他の都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。以上です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

前田委員：6番前田です。申請地は苗代のセブンイレブンの東側にあります。申請地は高齢のため休耕地になっている。草が生えるより太陽光発電の方が良いのではないかと思う。排水の管理の方も田のためにきれいになっている。審議をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、4月1日をもって許可することと決定します。

議 長：次に、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字惣引谷〇〇〇〇番外1筆、地目は田、面積は合計305㎡の第2種農地です。転用目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、使用貸借による権利の設定をするものであり、規模等につきましては、木造瓦葺2階建住宅1棟を建てる計画です。農地法の許可は都市計画法の建築許可と同日で行う予定です。以上です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：9番横段です。この案件は、親子関係の使用貸借ということで、親が70歳、子が30歳。親の母屋の隣に、住宅1棟、駐車場及び進入路を付けるということです。この案件を見て思いますように、広から呉に通われているようですが、今回郷原に帰って米を作られるというのは非常にうらやましいことです。息子さんについては意欲満々でやられると思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、都市計画法の許可日にあわせて許可することと決定します。

議 長：次に2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、音戸町早瀬1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,226㎡の第2種農地です。転用目的は、介護施設及び駐車場として利用するもので、グループホーム1棟及び駐車場16区画を整備する計画です。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域の指定はありません。以上です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

舛 田 委 員：11番舛田です。早瀬の橋より700m音戸側に寄った県道沿いのところで、景色の良いところで、別に問題はありません。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、4月1日をもって許可することと決定いたします。

議 長：次に3番と4番は一体ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、音戸町大字音戸字郷田ヶ原〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は209㎡の第2種農地です。4番の申請地は、おなじく郷田ヶ原〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は240㎡の第2種農地です。転用目的は、倉庫及び資材置場として利用するものですが、既に倉庫も設置されており、始末書添付での申請となっております。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域の指定はありません。以上です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

舩 田 委 員：11番舩田です。これは、藤の脇から音戸へ山を抜ける林道（今は工事は止まっている）で、現地は明徳中から約300m音戸寄りのところですが、建築会社が約30年前に建築し使用していたもので、別段問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、4月1日をもって許可することと決定いたします。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、川尻町才野谷〇〇〇番〇、地目は田、面積は2,269㎡の第2種農地です。転用目的は、駐車場及び資材置場として利用するため、使用貸借による権利を設定するものです。規模等につきましては、大型トラック等の駐車場13区画分、及び足場パイプ、鉄骨、採石等350㎡分の資材置場を整備する計画です。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。以上です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：17番平本です。現地は、国道185号線及び野呂山道路から約1kmほど仁方寄りにあ

る。この辺りは、昔田も多くあったが、才野谷というところは、谷間で耕作は難しいということで、今作っているところはほとんどなく、持ち主は高齢で耕作放棄されていた場所である。このたび使用貸借で資材置場ということになったが、奥の赤い点線は昔水路があったということで、そこを整備するため、あと考えられる懸念材料はないと思うので、ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、4月1日をもって許可することと決定いたします。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、川尻町縄繰〇〇〇〇番〇外1筆、地目は田、面積は合計で916㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、発電容量49.5kw、太陽光パネル208枚を設置する計画です。関係法令については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。その他の都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。以上です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：17番平本です。現地はうぐいすラインの東口より約300m上ったところより、東・安登寄り約200mのところにあります。付近は全部田で、ここも以前は作られていたが、耕作するのが難しいということで、こういうことになった。水路等はきちんと整備されており、ほかに悪い影響を与えるとは考えにくい。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、4月1日をもって許可することと決定いたします。

議 長：7番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、豊町久比字沖田〇〇〇番外1筆、地目は田、面積は合計で1,248

m²の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備として利用するため賃借権を設定するもので、太陽光パネル188枚、発電容量45kWの計画です。関係法令については、太陽光発電については経済産業省の認定済みです。また都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域の指定はありません。以上です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

土井委員：29番土井です。現地は久比の集落のほぼ中心的なところにあり、周りに点々と果実園などがある。こういった用地を、持ち主の親戚が借りて、かさ上げをして果実栽培をするということで頑張っておられたが、10年ほど前に事故で亡くなった。その後は全く放置された状態で、雑木が生えたりして、イノシシとか狸の巣窟になり周辺からもかなり苦情が出ていた。昨年度、輕易に伐採・剪定したところで、今回こういった形で整理されるということは問題ないと思う。ただしこの土地も含め元々水田であったところで、上はまだ柑橘園がある。その下が、かさ上げしており、排水対策は徹底してもらわないといけない、上に園地もある。現地調査の立会の際、業者にも強くお願いした。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、4月1日をもって許可することと決定いたします。

議長：続きまして議案第14号「非農地証明申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、倉橋町字花取〇〇〇〇番、面積は906m²の第2種農地で、地目は畑、現況は原野です。申請の事由としましては、平成6年頃から耕作を放棄したためかい廢したとして現認書を添付の上、原野として証明を受けようとするものです。以上です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

出来委員：13番出来です。所在地は、音戸町藤脇、倉橋町釣土田側だが、花取という一つの字で谷になっている。一帯がこうした状態で、自分と水場委員で調査したがやむを得ないということになった。よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：続きまして、2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、川尻町大原〇〇〇〇番〇〇〇、地目は畑、現況は山林、面積は2,372㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成元年頃から耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。以上です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：17番平本です。現地は、うぐいすラインから400m西側にいったところから山側で、うぐいす園という呉市の霊園から約300mのところにある。見てのとおり30年前から放置しており、山林化していて、これを元に戻すことは難しい。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：続きまして議案第15号「農地法関係事務処理ガイドラインの改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：それでは資料1をご覧ください。農地法関係事務処理ガイドラインの主な改正点についてご説明致します。

まず始めに農業生産法人要件の改正につきましては、名称が農地所有適格法人に変更されました。また、構成員要件が廃止され、議決権要件に変更されました。その内容は矢印の下に書いていますが、構成員要件の内容的なものは残っていますが、その要件に該当する者の議決権の合計が、総議決権の過半数を占めていることと改正されました。

次に農地転用関係の改正についてですが、4ヘクタール超の転用許可の権限はこれまで国にありましたが、この権限が国への協議を要件として都道府県に移譲されます。

また、指定市町村制度が創設され、これには国の指定が必要です。農林水産大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲しますということです。もし呉市が申請して指定市町村に指定された場合には、県と同様に4ヘクタール超の転用も許可できるよう

になります。その市町村が指定市町村となるまでの間は県が事務を行うことになって
います。

次に広島県農業会議の組織変更と意見聴取規定の改正についてですが、広島県農業会議
が一般社団法人に移行され、県が農業委員会ネットワーク機構として県内で1法人を指
定するという制度に変更されます。農業会議自体の業務はこれまでと同様ですが、意見
聴取規定が変更されます。改正前は、転用許可案件については、全て諮問してありまし
たが、これが30アール（3,000㎡）を超えるものは県ネットワーク機構に意見聴
取（諮問）しなければならないというように改正されます。30アール超の案件は諮問
が必須ということです。30アール以下の諮問は任意となっており、30アール以下は
総会で許可決定できるようになります。この諮問が任意ということにつきましては、各
都道府県で扱いが異なります。広島県では30アール以下の転用については、各市町の
農業委員会で許可決定できることになりました。これに伴い、30アール以下の転用案
件については、諮問等に必要な期間がなくなり処理期間が短縮されますので、標準処理
期間の一部も変更されております。

最後に指令書（許可書）の教示文の改正についてですが、「行政不服審査法」の改正に
より異議申立てが廃止され、審査請求に一本化されます。許可書の教示文の1の一部が
次のようになります。「処分のあったことを知った日から3ヶ月以内に、農業委員会会
長に審査請求書を提出して審査請求をすることができる。なお、処分があったことを知
った日から3ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、審査請求をす
ることはできません。」このように教示文の1の一部が改正されます。また、「処分の
あったことを知った日から3ヶ月以内」という部分ですが、改正前「60日以内」
となっていたところが「3ヶ月以内」に変わりました。

この審査基準等の変更につきましては、平成28年4月1日から適用させていただくこ
ととしております。以上でございます。

議 長：それでは、ただ今事務局から説明のありました「農地法関係事務処理ガイドラインの改
正について」ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、議案のとおり改正してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり改正と決定します。

議 長：次に議案第16号「呉農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について」を議題

といたします。農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：農林水産課の倉中です。「呉農業振興地域整備計画」の変更について、御説明いたします。

はじめに、この計画の制度について、説明させていただきます。この計画は「農業振興地域の整備計画に関する法律」に基づき、優良農地の確保と、計画的な農業振興を図ることを目的としております。「呉農業振興地域整備計画」は、6月と12月の年2回、農振除外の申請を受け付け、計画の変更を行うこととしております。また、「農業振興地域整備計画」は、概ね5年ごとに基礎調査を行い、全体的に見直すことになっております。合併後の平成18年度に「呉農業振興地域整備計画」を策定し、平成23年度には、「農用地の利用計画（農用地の区域設定）」の大幅な見直しを行っており、前回の見直しから5年経過するため、基礎資料の内容を整理し、情勢の変化に対応した総合的かつ計画的な整備を確保する観点から計画の変更を行っております。計画変更につきましては、法律の施行規則に基づき、農業委員会の御意見をお聴きするものとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、計画変更について御説明いたします。お手元に配布しております、「資料1 呉農業振興地域整備計画変更理由書」をご覧ください。

この度の計画変更の理由でございますが、「1 変更理由」にございますように、「呉農業振興地域整備計画」について、「農用地区域内の農地を他の用途に供するため」農用地利用計画の変更ならびに5年ごとの基礎調査により、情勢の変化に対応した総合的かつ計画的な整備を確保する観点から計画の変更の必要性が生じ、変更を行うものでございます。

次に、変更内容について御説明させていただきます。

「（1）農用地利用計画について、①農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更について」ご説明いたします。

表に示しております9件については、所有者より農用地区域の除外申出がされております。農用地利用計画において、農用地区域に設定された農地は、農地転用をすることができません。しかしながら、必要かつ適当であり、法律の除外要件を満たしているものについては、農用地区域から除外することが認められております。

具体的に、位置、地目、面積、変更後の土地利用形態について、説明させていただきますので4ページ目以降に添付しております、除外の位置図と併せて御覧下さい。

1件目でございますが、図面番号① 倉橋町字木長〇〇〇〇番、地目 畑、面積1,056㎡で、山林化しているとの申し出でございます。

2件目でございますが、図面番号② 倉橋町字石持〇〇〇番〇，地目 畑，面積73㎡で，山林化しているとの申し出でございます。

3件目でございますが，図面番号③ 下蒲刈町下島字土谷〇〇〇〇番〇，地目 畑，面積425㎡ 外2筆で，山林化しているとの申し出でございます。

4件目でございますが，図面番号④ 安浦町大字中畑字日ノ平〇〇〇番，地目 田，面積533㎡及び安浦町大字中畑字日ノ平〇〇〇番〇，地目 田，面積532㎡で，太陽光発電設備の設置場所として使用するものでございます。

5件目でございますが，図面番号⑤ 郷原町字松原〇〇〇〇番，地目 田，面積383㎡及び郷原町字松原〇〇〇〇番〇，地目 田，面積502㎡で，太陽光発電設備の設置場所として使用するものでございます。

6件目でございますが，図面番号⑥ 安浦町大字中畑字田野原〇〇〇〇番〇，地目 田，面積117㎡で，駐車場として使用するものでございます。

7件目でございますが，図面番号⑦ 倉橋町字井目木川東浜〇番〇，地目 畑，面積1176㎡のうち776㎡で，太陽光発電設備の設置場所として使用するものでございます。

8件目でございますが，図面番号⑧ 安浦町大字赤向坂字土エ〇〇〇〇番〇，地目 田，面積527㎡で，資材置場として使用するものでございます。

9件目でございますが，図面番号⑨ 安浦町大字中畑字打田ヶ原〇〇〇〇番〇〇，地目 畑，面積39㎡で，資材置場として使用するものでございます。

以上の9件につきまして，現地調査を行いました結果，「法律上の除外要件について」妥当と認められましたので，農用地区域から除外し，農用地利用計画を変更するものでございます。

変更理由書の「(1) ②農用地区域内の土地の農業上の用途区分の変更について」におきまして，表に示しております土地について，第三水越区画整理事業の予備地として農用地区域として設定していたものについて，事業が完了したため農用地区域の設定を削除し変更するものでございます。

2ページ目の「(2) 農業生産基盤の整備開発計画について」ご説明いたします。

①の表に示しております農地保全整備，用排水路整備及び農道整備の9つの事業計画において，赤字の部分の事業期間と事業名を修正し変更しております。

②の表に示しております農道と海岸保全施設整備の5つの事業計画について，追加し変更しております。

「(3) 農用地等の保全計画について」ご説明いたします。

表に示しております農地保全整備の事業計画について、赤字の部分の事業期間と事業名を修正し変更しております。

3 ページ目の「(4) 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画について」ご説明いたします。

①の表に示しております効率的かつ安定的な農業経営の目標について、削除し変更しております。

②の表に示しております効率的かつ安定的な農業経営の目標について、赤字の部分修正し変更しております。

③の表に示しております効率的かつ安定的な農業経営の目標について、追加し変更しております。

「(6) 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画について」ご説明いたします。表に示しております農業体験施設・農業支援センターの事業計画において、赤字の部分の事業期間を修正し変更しております。

この他の計画につきましては、今回は変更ございません。

簡単でございますが、以上で「農業振興地域整備計画」の変更についての御説明を終わらせていただきます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま、農林水産課から説明がありました「呉農業振興地域整備計画案」についてご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は変更案のとおり承認することとしてご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は変更案のとおり承認と決定します。

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の10ページから13ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に農地転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、10ページ11ページの農地法第4条の規定による届出が4件、12ページ13ページの農地法第5条の規定による届出が3件、計7件ございましたので、ご報告いたします。以上です。

議 長：その他に入ります。事務局から説明をお願いします。

事 務 局：(資料3により、平成28年度呉市農業委員会事務局人事異動について説明)

議 長：そのほか、今までを通じてなにかございましたか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次期総会は、

日 時：平成28年4月28日（木） 午前10時～

場 所：呉市役所 7階 753・754号室

議 長：以上で平成28年第3回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、誠にありがとうございました。

（午前10時50分）